

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和2年8月21日)

[件名]

- 1 特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクツ・ネットワークとの災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給に関する協定の締結について
(危機管理政策課) … 1
- 2 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との災害時の応援協定の締結について
(危機管理政策課) … 2
- 3 新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養の開始について
(危機管理政策課) … 3
- 4 令和2年度「鳥取県防災力強化推進期間」に実施する行事等について
(危機管理政策課) … 4
- 5 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について
(第67報)
(原子力安全対策課) … 7
- 6 島根原子力発電所1号機第3回定期事業者検査の実施に係る申入れについて
(原子力安全対策課) … 10
- 7 鳥取県原子力防災訓練に係る船舶を活用した住民避難訓練等の実施結果について
(原子力安全対策課) … 12

危機管理局

特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワークとの

災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給に関する協定の締結について

令和2年8月21日
危機管理政策課

このたび、特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワークから災害時の応援協力について申し出があり、災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給に関する協定を締結しました。

1 協定の概要

(1) 協定の名称

災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給に関する協定

(2) 協定の背景、目的

大規模災害時の避難所生活の長期化に伴う被災者のプライバシー保護や心的ストレスの緩和を目的に、間仕切りシステム等の供給を行っている特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワークと協定を締結するもの。

(3) 主な協定内容

- ア 間仕切りシステム及びハニカム製簡易ベッドの供給（資材調達、搬送手配、システム設置指導を含む）
- イ 使用後の回収
- ウ 防災訓練や防災イベント等への支援（平時）

2 協定締結者

特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワーク

所在地：東京都世田谷区松原5-2-4

代表者：代表理事 坂茂（ばん しげる）氏

3 協定締結式

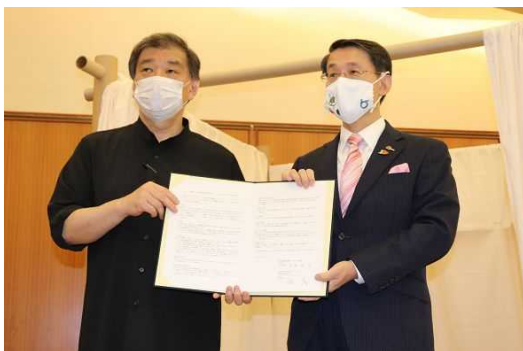
(1) 日 時 令和2年7月20日（月）

(2) 場 所 知事公邸 第一応接室

(3) 相手方の出席者

代表理事 坂茂（ばん しげる）氏

事務局長 原野 泰典（はらの やすのり）氏



4 応援協定の効果

避難所用間仕切りシステム等は、避難所運営が長期化した場合のプライバシー保護の確保に効果的で設置もしやすく、当該法人による組立指導もあり、資材の調達も迅速にできるなどの特徴があり、新型コロナウイルス感染症対策では飛沫感染防止に有効とされています。

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との災害時の応援協定の締結について

令和2年8月21日
危機管理政策課

このたび、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会から災害時の応援協定について申し出があり、災害時における協力に関する協定を締結しました。

1 協定の概要

(1) 協定の名称

災害時における協力に関する協定

(2) 協定の背景、目的

東日本大震災など大規模災害では、死亡者の葬儀や搬送等において様々な問題が生じ課題のひとつと挙げられており、災害時の死亡者の遺体収容・安置等から葬儀までの一連の活動を迅速に行うとともに、避難所運営の支援強化を図ることを目的に協定を締結したものの。

(3) 主な協定内容

ア 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供

イ 遺体を安置する施設（葬祭式場等）の提供

ウ 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送

エ 帰宅困難者に対する避難場所の提供（結婚式場等）

オ 新型コロナウイルス感染症等に係る遺体の収容に対応するための納体袋、防護服等の物資の提供

2 協定締結者

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

住 所：東京都港区西新橋一丁目18番12号 COMS虎ノ門6階

代表者：会長 山下 裕史（やました ひろふみ）氏

3 協定締結式

(1) 日 時 令和2年8月3日（月）

(2) 場 所 知事公邸 第一応接室

(3) 相手方の出席者

【会長代理】

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会事務局総務課長 児玉 智（こだま さとし）氏

<地元会員企業>

株式会社ぎしき 常務取締役

株式会社ピアベール 執行役員

株式会社ピアベール 葬祭部長

楮原 規彰（かごはら のりあき）氏

八幡 勇治（やはた ゆうじ）氏

長谷川誠樹（はせがわ しげき）氏



4 応援協定の効果

同法人は、東日本大震災をはじめ大規模災害等での支援実績を有し、災害時の葬儀の窓口の一元化及び専門業者により葬儀を一括して担うことで、災害時の葬儀の混乱回避が期待できる。

新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養の開始について

令和2年8月21日
くらしの安心推進課
危機管理政策課

新型コロナウイルス感染症患者の拡大により、症状がない、症状が軽快するなどの軽症者等が療養する宿泊施設を東部地区で立ち上げたので、その概要を報告します。

1 宿泊療養開始ホテル ホテルレッシュ鳥取駅前（鳥取市栄町752）

2 宿泊療養施設稼働日 令和2年8月13日

3 患者受入可能室数 66室（全部屋数：88室）

4 宿泊施設の運営

安全・安心な運営を確保するため、鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部の実施部プロジェクトチームとして設置した「宿泊療養施設運営チーム本部（本部長：危機管理局长）」が運営を行う。

- ・医師は、毎日午後に往診（夜間はオンコール）
- ・ホテルには看護師が常駐して患者の心身の健康面のサポート
- ・施設運営に当たる県職員は防護衣を着用して、食事（弁当）提供、ホテルで発生する廃棄物の処理、ホテルへの出入者の管理等を実施
（6月11日及び12日に防護衣の着脱をはじめ、宿泊支援活動について訓練済）

5 宿泊施設における主な感染予防対策

- ・職員と利用者（患者）の使用エリアの分離
- ・職員と利用者（患者）の動線（エレベーター、出入口）の分離
- ・職員が利用者（患者）エリアに入る際の防護衣の着用徹底
- ・宿泊施設から排出される廃棄物やリネン等は、専門業者が回収

6 その他

- ・感染者は、まず入院治療を行い、軽快して症状が安定した方を宿泊療養へ移行する。
- ・症状軽快あるいは消失し、24時間間隔を置いて2回のPCR検査を行い、陰性が確認された場合、退所となる。

【参考】

1 県と協定済の宿泊療養施設部屋数 340室

2 宿泊施設の職員体制

保健医療担当 （利用者の健康管理、PCR検査用検体採取、症状が悪化した場合の対応を実施）	医師会派遣チーム：午後数時間訪問し、医師は必要な患者の診察、PCR用検体採取を実施（夜間はオンコール）、看護師は診察及びPCR用検体採取の補助を行う。 看護師（日勤）2名（夜勤）1名
食事・生活支援担当（弁当の配布、廃棄物の回収等、利用者の生活支援業務）	事務職員（日勤）2名
総括担当 （健康観察、物資の手配、検体採取補助等）	事務職員（常駐）1名 衛生技師（日勤）1名
施設管理	ホテルスタッフ（常駐）1名～2名

令和2年度「鳥取県防災力強化推進期間」に実施する行事等について

令和2年8月21日
危機管理政策課

全国においては、9月1日は関東大震災にちなんで「防災の日」、8月30日から9月5日までは「防災週間」、11月5日は「津波防災の日」とされています。また、鳥取県においては、9月10日は鳥取地震、10月6日は鳥取県西部地震、10月21日は鳥取県中部地震が発生した日です。

また、9月や10月は台風の上陸も多いことなどから、県では、9月～11月を「鳥取県防災力強化推進期間」と定めて、地震・津波対策及び豪雨対策等防災対策を強化する取り組みを県だけでなく、市町村、団体などにおいても実施していただくこととしています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じて、次のとおり実施を予定しています。

【1 各種訓練】

実施日	主催者	行事名	実施内容	場所	問合せ先
8月30日 (日)	三朝町消防団	三朝町消防団水防訓練	消防団による各種水防工法の訓練を実施する。	三朝町ふるさと健康村 (三朝町)	三朝町総務課危機管理局
8月30日 (日)	八頭町	八頭町防災訓練	八頭町内の全集落を対象に、初動体制の確立を目的とした防災訓練を実施する。	八頭町地内	八頭町総務課防災室
9月6日 (日)	北栄町	北栄町総合防災訓練	水害を想定し、住民向けの総合防災訓練を実施する。	大栄中学校 (北栄町)	北栄町総務課情報防災室
9月10日 (木)	鳥取市	鳥取市震災対策図上訓練	地震発生直後の初動対応について図上で検討する。	鳥取市役所本庁舎 (鳥取市)	鳥取市危機管理部危機管理課
10月4日 (日)	日吉津村	日吉津村防災訓練	地震・津波を想定した住民避難訓練を実施する。	日吉津村全域 (日吉津村)	日吉津村総務課
10月4日 (日)	日野町	全町一斉防災訓練	町全体で防災への意識を維持するため、毎年実施している訓練を実施する。 町の災害対策本部と自治会、自主防災組織との連携を確認し、自治会、自主防災組織で消防設備や避難経路等の確認、防災訓練を行い、地域の防災力を高める。	役場庁舎及び各自治会 (日野町)	日野町総務課
10月11日 (日)	日南町	日南町総合防災訓練	土砂災害を想定し、対策本部の立上げ、避難所の開設、情報伝達等の訓練を実施する。	日南町全域 (日南町)	日南町総務課
11月8日 (日)	智頭町	智頭町消防団総合訓練	消防機械器具の操作及び取扱い要領の徹底を図るため、消防団員による基礎的な訓練を実施する。	智頭町総合運動公園 (智頭町)	智頭町総務課
11月下旬	鳥取市	土砂災害時の住民避難訓練	土砂災害から命を守るために防災意識の向上、避難要領について図上で検討する。	鳥取市鹿野町内 (鳥取市)	鳥取市危機管理部危機管理課

秋ごろ	鳥取県、島根県、米子市、境港市、松江市、出雲市、雲南市、安来市など	原子力防災訓練	島根原発に係る原子力災害を想定した初動対応訓練、住民避難訓練等を実施する。 【対象地区に参加者を事前に募り避難者数を絞った訓練を検討中】	県庁、西部総合事務所、オフサイトセンター等	鳥取県原子力安全対策課
秋ごろ	鳥取県、岡山県、三朝町、鏡野町	原子力防災訓練	人形峠環境技術センターに係る原子力事故を想定した初動対応訓練等を実施する。	県庁、中部総合事務所、オフサイトセンター等	鳥取県原子力安全対策課

【2 啓発活動等】

実施日	主催者	行事名	実施内容	場所	問合せ先 (電話番号)
9月1日 ～11日	鳥取市	「防災の日」啓発パネル展示	防災関係機関の災害時活動写真及び避難所用品の展示を開催する。	鳥取市役所 (鳥取市)	鳥取市危機管理部 危機管理課
9月5日 (土) 6日 (日)	鳥取県、米子市、境港市	原子力防災講演会	原子力災害に対する正しい知識を持ち、適切な対応や行動につなげられるよう、放射線の基礎や人体・環境への影響などについての講演会を開催する。 【インターネットを活用したリモート講演会として開催】	境港市保健相談センター（境港市）、米子市福祉保健総合センター（米子市）	鳥取県原子力安全対策課
9月6日 (日)	岩美町	岩美町防災研修会	地域防災に係る研修会を開催する。	岩美町中央公民館 (岩美町)	岩美町総務課
9月8日 (火)	鳥取消防署	令和2年度救急フェア	「救急の日」及び「救急医療週間」に伴い、応急手当の知識と技術の普及、併せて防災意識の啓発を行う。	鳥取市役所本庁舎 (鳥取市)	鳥取消防署
9月27日 (日)	鳥取県、一般財団法人消防防災科学センター	令和2年度鳥取県地域防災推進大会	防災活動に特に功績・功労が認められる団体等を表彰すると共に、防災活動に参考となる事例発表及び有識者による講演を行うことにより、防災活動への住民参加の促進等を図り、地域防災力の充実強化を図る。	米子コンベンションセンター (米子市)	鳥取県消防防災課
10月4日 (日)	東部消防局	ファイヤーファイヤーフェスタ	東部消防圏域の住民に対し、火災予防啓発、消防業務への理解啓発活動を実施し、地域に身近な消防の存在をPRする。	鳥取市民体育館 (鳥取市)	東部消防局予防課

10月4日 (日)	鳥取県、日野ボランティアネットワーク、鳥取県西部地震展示交流センター	鳥取県西部地震から20年フォーラム	鳥取県西部地震から20年を迎えるに当たり、災害対応や日ごろの取り組みを考える座談会を開催する。	日野町山村開発センター (日野町)	鳥取県西部地震展示交流センター
10月6日 (火)	鳥取県	鳥取県西部地震20年フォーラム(仮称)	鳥取県西部地震から20年の節目を契機に過去の災害から防災・減災を学ぶフォーラムを開催する。【リモート会議方式を検討中】	国際ファミリープラザ (米子市)	鳥取県危機管理政策課
10月12日 (月) 13日 (火)	鳥取県、東部・中部地区市町	放射線研修会	原子力災害時にUPZ内住民の避難先となる東部・中部地域の住民が原子力災害に対する正しい知識を持つことで、避難受入体制の整備につなげられるよう、放射線の基礎や人体・環境への影響などについての研修会を開催する。	三朝町総合文化ホール (三朝町)、 鳥取県東部庁舎 (鳥取市)	鳥取県原子力安全対策課
10月10日 (日)	鳥取県女性防火・防災連絡協議会	令和2年度鳥取県女性防火・防災連絡協議会研修会	協議会会員が防災グッズづくりを学び、それぞれの地域で各会員の防災啓発活動の促進を図る研修会を開催する。	倉吉未来中心 (倉吉市)	鳥取県消防防災課
10月17日 (土)	中部消防局	中部防災フェア	防災機関の車両展示、ビデオ上映、放水体験、地震体験、煙体験等を行うフェアを開催する。	天神川河川防災ステーション (倉吉市)	西倉吉消防署
11月14日 (土) 15日 (日)	鳥取県	令和2年度防災士養成研修 <中部会場>	平常時には自助・共助の考え方や取組を広げるとともに、災害時には共助の取組の指導や助言を行いうる「防災士」を養成する研修会を開催する。	倉吉体育文化会館 (倉吉市)	鳥取県消防防災課
11月21日 (土) 22日 (日)		令和2年度防災士養成研修 <西部会場>		西部総合事務所 (米子市)	

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第67報）

令和2年8月21日

原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機並びに平成28年7月4日に申請が行われた同2号機に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る原子力規制委員会の新規制基準適合性審査会合の状況等は次のとおりです。

1 島根原子力発電所2号機に係る審査会合

回数(開催日)	議題	主な説明内容及び審査状況
163回目 (7月21日)	【重大事故対策】	<p>○ 新規制基準が求めている大規模な自然災害や航空機衝突等のテロによる大規模損壊への備えについて、中国電力は、その被害状況を想定することが困難であるため、重大事故対策として整備している手順書、体制（要員）、設備を最大限に活用して柔軟に対応する方針であることを説明した。</p> <p>※ テロ対策関係における審査で公開されるのは基本方針のみ。詳細な内容は非公開の審査会合で審査される。</p> <p>○ 既存の体制では、事故時に3号機の運転員が2号機の応援に入るようになっており、2号機と3号機の同時被災を前提にしているかどうかを説明するように求めるコメントがあり、審査継続。ただし、テロ対策関係のため、今後の審査会合は非公開。</p>

2 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る審査会合

*前回の報告（平成28年9月15日）以降の審査会合

回数（開催日）	議題	概要
開催なし		*直近は平成28年9月13日の1回目

※特定重大事故等対処施設は、本体の設計及び工事の計画の認可日から5年以内に完成することが必要

島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の進捗状況（ゴシック:審査済）

区分	議題	審査状況	主な審査結果等
地震	地下構造評価	審査済	地下構造モデルは増幅の大きい3号機地盤の値を採用した。
	震源を特定して策定する地震動	審査済	宍道断層（約39km）と敷地前面海域のF-Ⅲ＋F-Ⅳ＋F-Ⅴ断層（約48km）を検討用地震として採用した。
	震源を特定せず策定する地震動	審査済	鳥取県西部地震と留萌支庁南部地震を対象とした。
	基準地震動	審査済	震源を特定して策定する地震動から、最大で820ガルとなる基準地震動を策定した。
	耐震設計方針	審査中	
	敷地の地質・地質構造	審査済	敷地内に破碎帯や活断層がなく、少なくとも後期更新世（約12～13万年前）以降の活動性がないことを説明した。
	地盤・斜面の安定性	審査中	
津波	基準津波	審査済	日本海東縁部の地震による津波で、高さが11.6mになる基準津波を策定した。
	耐津波設計方針	審査中	
重大事故対策	確率論的リスク評価（PRA）	審査済	重大事故対策がない状態を仮定して、事故シーケンスグループごとに重大事故へ至る確率を評価した。
	事故シーケンスの選定	審査済	PRA等の結果を踏まえて、それぞれの事故シーケンスグループごとに、最も厳しい事故シーケンスを選定した。
	有効性評価	審査済	選定された最も厳しい事故シーケンスに対して、炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策が有効に機能することを説明した。
	解析コード	審査済	重大事故対策の有効性評価に使う6つの計算プログラム（解析コード）について説明した。
	原子炉制御室	審査中	
	緊急時対策所	審査済	標高50mの高台に設置した耐震構造の緊急時対策所が、電源、通信機器、被ばく低減設備等を有して事故収束活動の拠点となることを説明した。
	フィルタ付ベント設備	審査済	格納容器の過圧破損を防ぐための設備の概要や性能、運用方法を説明した。
	水素爆発防止対策	審査済	触媒式水素処理装置や水素濃度計の配備により水素爆発を防止できると説明した。
	有毒ガス防護（追加審査項目）	審査済	発電所内外で有毒ガスが発生した場合でも要員が事故収束作業を行えるように対策することを説明した。
	重大事故対応に必要な技術的能力	審査中	
残留熱代替除去系（追加審査項目）	審査済	格納容器の圧力と温度を下げるための設備の概要を説明した。	

設計 基準 事故 対策	内部溢水	審査済	地震による配管破断や津波による浸水等によって建物内部で漏水が発生しても、安全上の機能が損なわれない対策が取られていることを説明した。
	火災	審査済	建物内や発電所外で起こりうる火災を想定し、その対策について説明した。
	竜巻	審査中	
	火山	審査中	大山の火山灰による影響を再審査中
	外部事象	審査中	
	静的機器の単一故障	審査済	多重性又や独立性が確保され、単一故障による機能喪失がないようにしていることを説明した。
	保安電源設備	審査済	外部送電線は独立し、非常用発電機は多重化と7日間の燃料確保を図っていることを説明した。
	誤操作防止、安全避難通路、安全保護回路	審査済	可搬型照明を用意して誤動作の防止を図り、安全避難通路にも照明が用意されていることを説明した。安全保護回路には不正アクセスされないように対策していることを説明した。
	原子炉冷却材圧力バウンダリ	審査済	隔離弁は、十分な裕度をもって設計されており問題がないことを説明した。
	通信連絡設備	審査済	発電所内及び発電所外との通信連絡設備については多様性を確保し、外部電源が喪失しても通信できることを説明した。
	監視測定設備	審査中	
	共用設備	審査済	他号機との共用している施設については、共用が安全性向上に寄与していることを説明した。
	人の不法な侵入防止	審査済	柵による区域管理、カメラ等の監視設備、不正アクセス行為への対応等を行っていることを説明した。
	全交流動力電源喪失対策設備	審査済	原子炉の停止や冷却に十分な容量の直流電源設備を有していることを説明した。
	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	審査済	燃料プールに温度計を追加することや外部電源が喪失しても水位や温度の計測を継続できることを説明した。
放射性廃棄物の処理施設	審査済	低レベル放射性廃棄物のドラム缶詰時に使用する固化剤をプラスチックから燃えないセメントに変更すると説明した。	

[年度別審査会合数] H25:4回、H26:36回、H27:32回、H28:11回、H29:7回、H30:12回、R1:43回、R2:12回

島根原子力発電所 1号機第3回定期事業者検査の実施に係る申入れについて

令和2年8月21日
原子力安全対策課

7月9日、中国電力から本県に対して、島根原子力発電所1号機の廃止措置計画に係る第3回定期事業者検査計画について、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づく連絡がありました。

鳥取県、米子市、境港市は、住民の安全確保や異常があった場合の迅速な情報提供等について申入れを行い、中国電力からは、申入事項に対して必要な措置を講じ、安全かつ遺漏のないよう実施する旨の回答がありました。（※同日、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市も同様の申入れを実施。）

- 1 申入日時 7月30日（木） 午後1時45分から2時
- 2 申入場所 鳥取県危機管理局長室
- 3 出席者 中国電力株式会社 鳥取支社副支社長兼電源事業本部島根原子力本部担当部長
服部 雅彦
鳥取県 危機管理局長 西尾 浩一
- 4 申入事項
 - ①定期事業者検査の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、安全かつ遺漏なく実施すること。
 - ②作業に伴う被ばくの低減を積極的に進めるとともに、全ての作業従事者の被ばく管理に万全を期すこと。
 - ③定期事業者検査期間中に行う検査については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、不具合を発見した場合の不適合管理等も適切に行い、遺漏なく確実に実施すること。
 - ④異常が確認された場合には、遅滞なく適切な措置を講ずるとともに、その内容について速やかに報告すること。
 - ⑤定期事業者検査の実施状況については、県民に分かりやすく情報提供すること。
- 5 中国電力からの回答
 - ①定期事業者検査の実施にあたっては、住民の安全確保および環境の保全を図ることを最優先に、周辺環境に影響が及ぶことのないよう、安全かつ遺漏なく実施する。
 - ②定期事業者検査の作業にあたっては、積極的に被ばく低減対策を実施し、全ての放射線業務従事者について被ばく低減に万全を期す。
 - ③定期事業者検査期間中に行う検査については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、機器の不具合を確認した場合は不適合管理を適切に行う。
 - ④定期事業者検査において、異常な傾向が認められた場合には、遅滞なく適切な措置を講じ、その内容を速やかに報告する。
 - ⑤定期事業者検査の実施状況について、分かりやすい情報提供に努める。

[参考]

- 1 島根原子力発電所1号機の状況
 - 平成27年4月30日に営業運転を終了し、平成29年4月19日に国が廃止措置計画を認可。現在、第1段階（～令和3年度）の廃止措置を実施中であり、これまでに新燃料の譲渡し等が終了している。
 - 第3回定期事業者検査は令和2年8月14日から令和3年1月19日まで実施予定。過去2回（平成30年1月18日～4月27日、平成31年2月22日～6月21日）の検査においても、県及び米子・境港両市による申入れを行っている。
- 2 定期事業者検査
 - 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第2項に基づき、技術上の基準に適合していることを定期的に確認する検査。
 - 令和2年4月1日の法改正により、廃止措置プラント（廃止措置計画における性能維持施設）に対しても、運転プラントと同様に技術基準への適合要求がなされた。



第 202000106260 号
防起第 1008 号-1
発 境 自 第 47 号
令和 2 年 7 月 30 日

中国電力株式会社
取締役常務執行役員
島根原子力本部長 北野 立夫 様

鳥取県危機管理局長 西尾 浩一

米子市総務部長 辻 佳枝

境港市総務部長 築谷 俊三

島根原子力発電所 1 号機第 3 回定期事業者検査の実施について（申入れ）

島根原子力発電所 1 号機の廃止措置に関してその全体計画及び第 1 段階の廃止措置の実施に限って了解するに当たり、平成 29 年 6 月 27 日付第 201700080193 号、防起第 671 号-1 及び受境自第 33 号で 8 項目の条件を付したところです。

ついては、2020 年 7 月 9 日付島原本広第 207 号により連絡があった第 3 回定期事業者検査の実施に関して、下記について申し入れ、貴社の責任ある対応を求めます。

記

- 1 定期事業者検査の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、安全かつ遺漏なく実施すること。
- 2 作業に伴う被ばくの低減を積極的に進めるとともに、全ての作業従事者の被ばく管理に万全を期すこと。
- 3 定期事業者検査期間中に行う検査については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、不具合を発見した場合の不適合管理等も適切に行い、遺漏なく確実に実施すること。
- 4 異常が確認された場合には、遅滞なく適切な措置を講ずるとともに、その内容について速やかに報告すること。
- 5 定期事業者検査の実施状況については、県民に分かりやすく情報提供すること。

鳥取県原子力防災訓練に係る船舶を活用した住民避難訓練等の実施結果について

令和2年8月21日

原子力安全対策課

令和2年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）のうち船舶による避難訓練について、8月9日（日）に海上自衛隊及び海上保安庁の全面的な協力を得て実施しました。

原子力災害時の船舶による避難は、海象等の影響を受けやすいなど不確定要素が多いため鳥取県の広域住民避難計画では補完的手段と位置付けていますが、今回の訓練で得られた教訓を踏まえて避難計画のさらなる深化に繋げていきます。

なお、訓練に際しては、新型コロナウイルスの感染防止対策に万全を期しました。

1 目的

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）等では、バス・乗用車による避難を中心としてつ弓ヶ浜半島という地理的特性に鑑みて、船舶による避難を補完的手段として位置付けており、関係機関との連携要領、船舶への乗降船手順の確認及び港湾使用に係る関係機関との調整方法等の確立及び検証を行い、円滑な避難に資することを目的とする。

2 日時 8月9日（日）午前8時～正午

3 場所 境港竹内岸壁、鳥取港千代3号岸壁

4 参加機関

県、海上自衛隊舞鶴地方総監部、第8管区海上保安本部境海上保安部、米子市、南部町（保健師を含む）、境港管理組合、鳥取県石油商業組合、評価員（島根県職員）等

ミサイル艇「はやぶさ」（海上自衛隊）、巡視船「おき」（境海上保安部）

5 主要訓練項目

- ・船舶避難時における避難者の健康管理等住民対応の確認及び課題の抽出
- ・ヘリコプターを使用した船舶からの緊急輸送手順の確認 等

6 訓練の流れ

原子力発電所で事故が発生し住民への避難指示が発令されたとの想定で、境港に停泊中の船舶により避難するとの想定で訓練を実施。

（海上自衛隊艦艇へ7名、海上保安庁巡視船へ5名の自治体職員が乗船、住民参加なし）

7 訓練の成果

- ・船舶避難中に急病者が発生したとの想定で、鳥取県消防防災ヘリが洋上航行中の巡視船「おき」への着艦訓練を行い、関係機関間の連携要領を確認することができた。
- ・新型コロナウイルス感染症流行下における船舶による避難に際しての留意点を確認することができた。
- ・保健師の参加により、航行中における避難者の健康管理や感染防止対策について専門的な知見を得ることができた。
- ・実動組織から、船舶避難に関しての艦船の運用方法などの専門的な助言を受けることができた。



訓練参加者の乗船



防災ヘリ着艦訓練